せきがはらポケットパークマルシェ

-出店要項-

主催 関ケ原町(共催:関ケ原町商工会、一般社団法人関ケ原観光協会)

開催概要

●コンセプト 車通り、人通りがある駅北ポケットパークを活用したマルシェによるにぎわい創出 を図るため、以下のとおり出店者を募集します。なお、出店状況等を踏まえ、出店 期間ごとに内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

●実施主体 関ケ原町(共催:関ケ原町商工会、一般社団法人関ケ原観光協会)

●イベント名 せきがはらポケットパークマルシェ

●開催日程 7月26日(土)から11月24日(祝・月)

●開催時間 10:00~15:00

●実施場所 駅北ポケットパーク

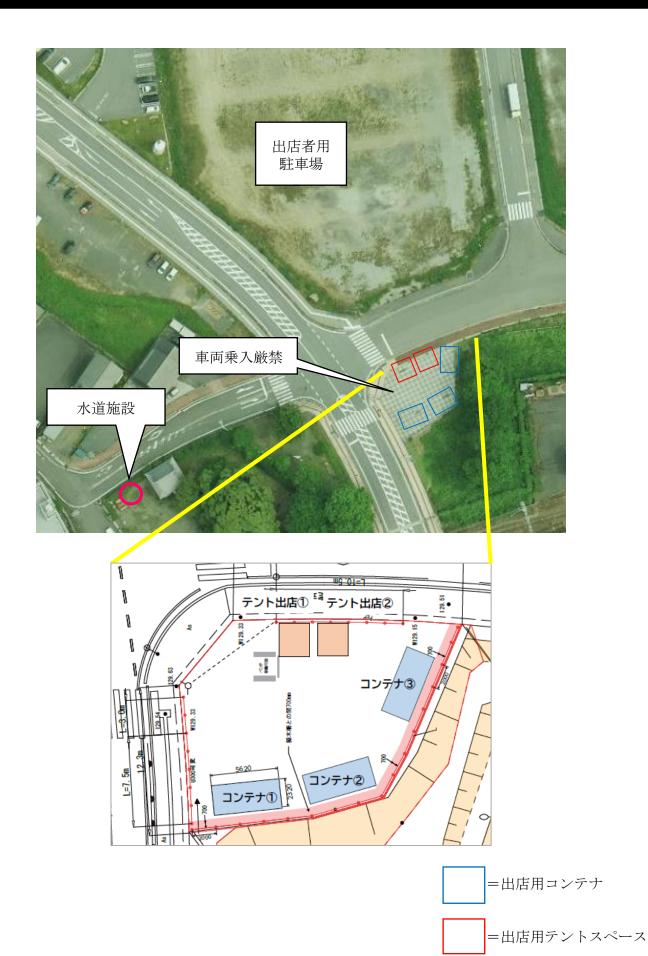


●来場見込 岐阜関ケ原古戦場記念館来訪者数500~2,500人/日のうち、一定数の見込み なお、駅北ポケットパーク北側の第1駐車場等にて随時集客イベント実施予定 ※詳細は町HP等で随時お知らせします。

●入場料 無料

●出店料 出店料、電気代、水道使用料**無料**〔主催者準備内容以外の出店に係る経費は出店者の負担〕

※試行段階であるため、当面光熱水費を含め負担なし



出店要項(共通事項)

●募集枠

7月26日(土)~11月24日(祝・月) 出店用コンテナ=3 出店用テント=2 10月17日(金)から11月24日(祝・月)までについて募集します。

町外の事業者について、10月分は既に募集していますが、11月分についても10月17日(金)より募集予定です。

※複数日および複数コンテナ等の出店も可としますが、申込日については原則出店してください。また、申込日数及び複数コンテナ等の出店については、多くの町内事業者の出店機会の確保を図るため、申込状況によっては調整をお願いする可能性があります。

●基本設備

- ・出店用コンテナ(W5,720×D2,320)3基(電源設備、エアコン付き) ※コンテナ内、電熱調理器具の使用は可。ガス等の火器使用は不可。
- ・出店用テントスペース(W2,500×D2,500)2区画(電源設備あり) ※テントや机等については出店者でご用意ください。なお、ガスなど火器使用についてはコンテナ同様、電熱調理器具のみ使用可。
- ・水道設備は東首塚北西に設置(給水、手洗いのみで使用可)
- ・すべての設置物及び営業行為は、決められた出店範囲内でお願いします。 なお、出店用コンテナの出入口2m程度についても出店範囲に含めるものとします。
- ・電源設備については以下の通りです。

ブレーカー容量:30A

コンセント:2口のものが4カ所

コンセント1カ所につき最大使用量が1,500W

エアコン: 2.8Kw 1基 使用電気容量 5.8A

※容量を超える電気を使用する場合、発電機を準備する等対応してください。

●募集要件

本案内に定める各項、及び関係法令、今後主催者が追加で案内及び指示をする各項目を遵守できる者であること。

●出店条件

本イベントのコンセプトに従い、ふさわしい営業ができること。

なお、以下の出店を想定していますが、適否については町による許可書をもって お知らせします。(許可書は来場者にわかりやすい場所に掲示してください。)

- ・飲食関係(過去3年間において、食品衛生法及び同法に基づく法令に違反し、行政 処分を受けたことがないこと。物販として酒類の販売を行う場合は酒類販売免許 を提示し、税務署への申告を出店者で行うこと。)
- ・販売
 - ①食料品(米、野菜、果実など) ②加工食品(菓子類、パン、調味料など)
 - ③植物(草花、ドライフラワーなど) ④雑貨(アクセサリーなど)
 - ⑤ハンドメイド商品
- ・イベント (体験)
- ①ワークショップ(ものづくり体験) ②講演会(歴史講座 など)
- ・以下に該当する方は出店することができません。
 - ①法令に反するもの、公序良俗に反するもの
 - ②宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合
- ・金銭の出納は、全て出店者で行ってください。
- ・町が定める仕様の提出書類(売上報告を含む)を虚偽なく記入し遅延なく提出してください。

出店要項(共通事項)

●申請方法

別添の出店申請書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法にて提出してください。

- ①関ケ原町役場 古戦場活用推進課または地域振興課の窓口に直接提出してください。 (平日8:30~17:15)。
- ②以下のURLもしくはQRコードからフォームに入力してください。 https://logoform.jp/form/BgoD/1216591



※出店日及び出店箇所については受付順とします。

●事故対応

- ・会場内で発生した出店物に関する事故等については、主催者側は一切の責任を負いません(盗難、物損事故、人身事故等)。また、貴重品及び販売商品については自己管理をお願いします。
- ・テントや机などが強風等で飛ばないように措置してください。
- ・会場建物 (コンテナ) 及び設備等を故意または過失を問わず破損させた場合には、 全て弁償してください。
- ・出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。
- ・接客マナーや価格及び商品に関するトラブルや苦情については、主催者側では一切 関知しません。
- ●会場美化
- ・営業にて生じたゴミは、持ち帰るなど会場の美化に配慮してください。なお、主催 者側でゴミ箱は設置しません。
- ●悪天候等
- ・中止・中断の判断は主催者にて行います。 (中止・中断に伴う損失の補てん、補償等には応じません)
- ●駐車場
- 第1駐車場を利用してください。
- ●出店キャンセル ・出店者都合による出店取り消しをする場合は、主催者にお知らせください。

飲食関係 (詳細)

●出店詳細 本イベントのコンセプトにふさわしい営業をしてください。

出店に関連した町からの聞き取り等に対応してください。

売上報告・商品画像(JPEG)等メールによる情報提供にご協力ください。

過去3年間において、食品衛生法及び同法に基づく法令に違反し、行政処分を受けた ことがない場合は、物販として食品を扱うことができます。

物販として酒類の販売を行う場合は酒類販売免許を提示し、税務署への申告を出店者で行ってください。

- ●取扱い品 販売品は、次の条件すべてに適合するものとします。
 - ①主催者がこのイベントの目的に適合すると認めたもの
 - ②商標の使用許諾や公認等が必要な場合は、出店者自らの責任において対応
 - ③PL法、食品衛生法等の各種規制法令に抵触する販売品については、販売不可
- ●食品・飲料 本イベントにおいて食品営業許可及び届出営業(令和3年6月1日制度スタート)が 必要な場合は各自にて申請してください。また、出店申請書を役場に提出する際に 県ホームページ(https://www.pref.gifu.lg.jp/page/151392.html)のうち「イベン ト等を主催される方へ・届出書類・許可または届出施設(参考様式2-2イベント 等への出店個票(営業許可・営業届出施設))」を作成のうえ、事務局へ提出して ください。
- ●火気使用 火気は使用しないでください。なお、必要に応じて発電機の持ち込みは可とします。

出店に際しての留意事項

●取り消し

出店許可後であっても、以下の場合には出店を取り消す場合があります。なお、これにより生じた出店者及び関係者の損害補償は一切行いません。

- ・虚偽の申請で出店許可を得た場合
- ・申込を行った者と現に出店している者が異なることが判明した場合
- ・本案内を遵守しない場合
- ・会期前及び会期中、主催者の指示に従わない場合

主催者は、出店申込み者やその関係者が以下の反社会的勢力であるかどうかについて、出店申込み時の書類をもって警察機関に照会できるものとします。

本イベントは、岐阜県暴力団排除条例(平成22年12月21日岐阜県条例54号)の趣旨 に従い実施することとし、申込み後、あるいは出店許可後に判明した場合は、何ら の催促も要することなく取り消すことができるものとする。

●搬入と撤去

- ・コンテナ出店者については、出店日の8:30以降に関ケ原町役場古戦場活用推進課または地域振興課の窓口までカギを借りに来てください。(※)
- ・カギは出店日の17:00までに関ケ原町役場古戦場活用課または地域振興課へ返却してください。(※)
 - (※) 閉庁日の場合は夜間窓口まで借用または返却してください。
- ・搬入搬出車両の駐車箇所は2ページのとおりです。原則、指定の駐車箇所から必要な物品等の搬入及び撤去を行ってください。なお、搬入と搬出の際には交通法令等を遵守し行ってください。
- ・テントや看板、什器等の固定は各自で確実に行ってください。強風が予想されるため、重し等を使って固定してください。事故の際は出店者側の責任となりますのでご了承ください。
- ・会場西側東首塚内には手洗い程度(飲用可)の給水施設はありますが、排水設備はありません。汁物の残りや残飯などは出店者において各自で処理してください。

●ディスプレイ等

- ・店名サインは出店者にて用意してください。
- ・音楽や映像による販売促進等の演出は可能ですが、他の出店者及び付近の迷惑にならない範囲でお願いします。なお、他の出店者等から苦情が発生した場合、誠意を もって対応してください。
- ・出店ブース内で音楽を流す場合は、ボリュームに注意し、ほかの人の迷惑にならないようにしてください。周りから苦情が出た場合は、音を消してください。
- ・のぼり等を使用する際には、他の出店者へ迷惑にならないようにしてください。
- ・主催者が会場内で撮影する写真は、主催者の発行する印刷物や広報活動に使用する 場合があります。

お問い合わせ先

関ケ原町役場

古戦場活用推進課または地域振興課

電話:0584-43-1112 (平日8:30~17:15)

FAX: 0584-43-2120

MAIL: chiikishinko@town.sekigahara.gifu.jp